

# プレス機械作業主任者

労働安全衛生関係法令の規定により、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場で、プレス作業を行う場合には「プレス機械作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、職場区分毎にプレス作業機械作業主任者を選任し、一定の職務を行わなければならないことになっております。

当連合会では、三重労働局長登録教習機関として標記技能講習を実施しています。

## 受講資格

労働安全衛生規則別表第6による次のいずれかの者

- (1)プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有する者
- (2)その他厚生労働大臣が定める者（「プレス機械作業主任者技能講習規程」第1条を参照下さい）

## 講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

## 講習科目及び時間

科目	時間
作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	6時間
作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	2時間
作業の方法に関する知識	5時間
関係法令	2時間
修了試験	1時間

## 申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。